

## 2 地方創生の推進

### (2) 人づくり革命の推進

#### 広島県の「人づくり」

日本が将来にわたり、更なる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。

特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、「安心して預けられる受け皿の確保」「乳幼児期の教育・保育の質の向上」を図る必要がある。

更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。

こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。

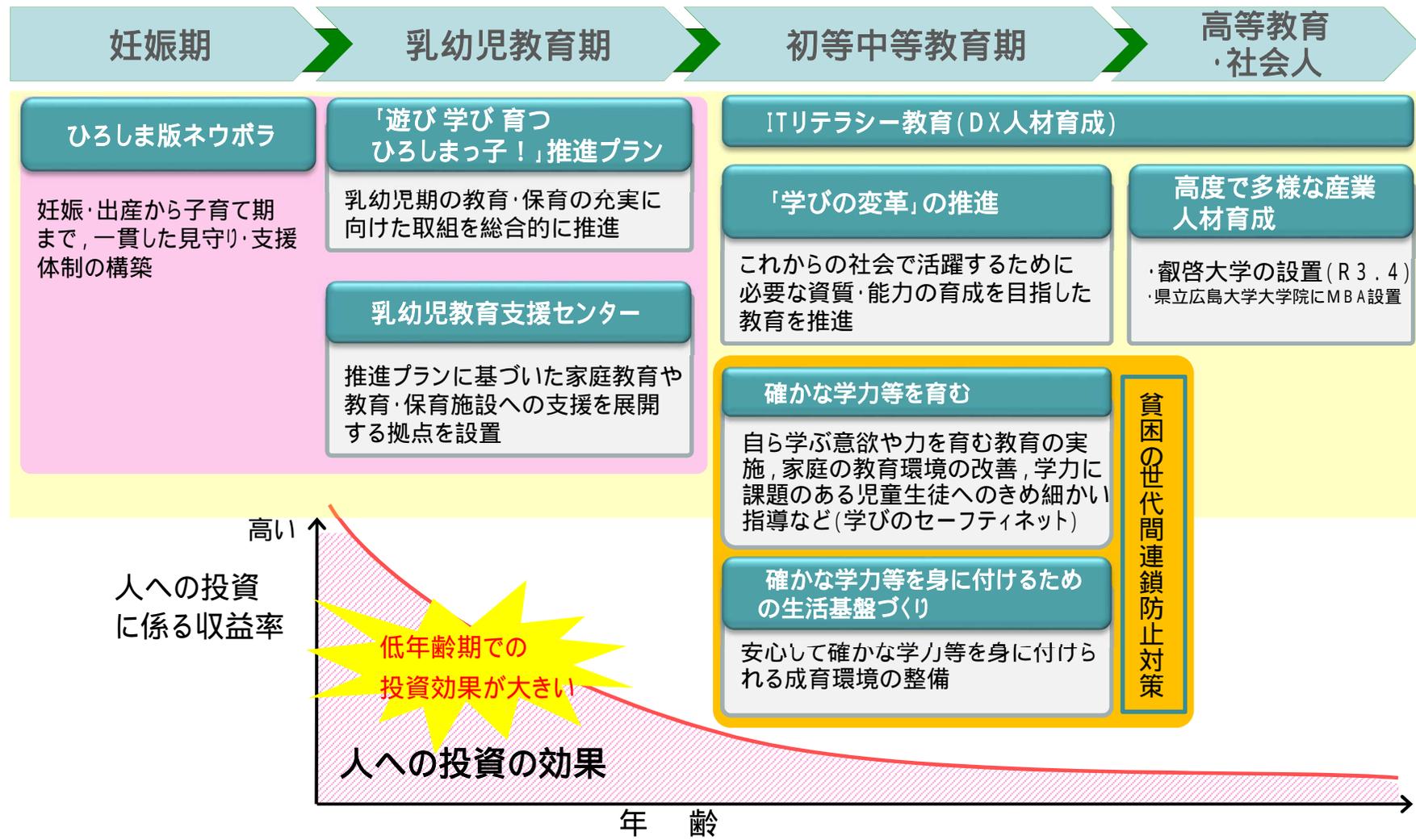
また、全ての子供たちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。

こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く押し進めていただきたい。

## 2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

### 広島県の施策体系

#### 乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成



## 2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

### 国への提案事項

#### 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

##### (1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

全ての子育て家庭との面談や、医療機関、幼稚園・保育所等関係機関との連携などにより、課題やリスクを確実に把握し、早期に適切な支援に結び付ける仕組みを構築するために更なる財政措置の拡充を図ること。

##### (2) 子供の予防的支援の推進

市町における子供の育ちに関する様々な情報を活用し、虐待や不登校などのAIを活用したリスク予測を行うことにより、支援を要する子供の早期発見や早期支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政措置の拡充を図ること。

AIを活用したリスク予測を行う際に、課税情報が活用できるよう法整備等の検討を行うこと。

国が子供の貧困対策に係るデータベース化を進めるに当たっては、本県のように同様の取組を先行して実施している自治体の取組を踏まえ、それぞれの取組がより効果的なものとなるよう、実態把握及び事前調整を十分に行うとともに、必要な環境整備を行うこと。

## 国への提案事項

### 2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

#### (1) 保育士等の確保

働く女性の増加による保育ニーズの増加に対応するため、保育士等を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。

#### (2) 児童・生徒と向き合う時間の確保

児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等の充実を図ること。

### 3 学びのセーフティネットの構築

家庭の経済状況や児童生徒の学力、個々の発達特性や興味・関心等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、次のような取組に対する支援を拡充すること。

- ・ 小学校低学年からの学習のつまずきの解消を図る取組や、「個別最適な学び」の推進に向けた学校における学習環境の整備
- ・ 経済的に困難な状況にある家庭への就学援助等の更なる充実による教育費負担の軽減
- ・ 学校を核として地域の力を最大限に活用できる仕組みづくりを一層推進するなど、地域における子供たちの教育環境等の整備

## 2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

### 国への提案事項

#### 4 大学・短大における単位互換制度の運用の弾力化

文理を問わず，県内全ての学生によるデジタルリテラシーの修得を促進する観点から，デジタル分野に係る単位互換制度の運用を弾力化すること。

具体的には，他大学の授業科目が，自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準について，一対一の対応関係が無くても単位認定を可能とする。

	必修科目	選択科目	自由科目	
【現行】	・他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に，内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定	・他大学の授業科目が，自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定	・他大学の授業科目が，自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定	・自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係が無くても認定
【提案】	(デジタル分野に限り) ・他大学の授業科目が，自大学の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には，内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定		同上	同上

【提案先省庁：内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

## 2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

### 現状 / 広島県の取組

#### 【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

子育て家庭の安心感を醸成するため、市町のネウボラ拠点による定期的で完全な全数把握と、専門職を核とした関係機関等との連携により、全ての子育て家庭の状況を漏れなく・切れ目なく把握し、それぞれの状態に応じた適切な支援サービスにつなげ、子育て家庭の不安が解消するまで見守り・支援する仕組みである「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。

現在、県内13市町において、「ひろしま版ネウボラ」に基づいた取組みを実施しており、R4年度からは、さらに3市町追加し、計16市町において実施予定。将来的に全23市町への展開を目指している。

#### 【子供の予防的支援の推進】

ネウボラを含めた子供の育ちに関係する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行うことで、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みの構築をモデル4市町において推進している。

### 課題

#### 【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

「ひろしま版ネウボラ」の取組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。

#### 【子供の予防的支援の推進】

市町の保有している情報を部局横断的に活用し、虐待、長期欠席、問題行動など様々なリスクのある子供及び家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。

子供の育ちに関するリスクは、家庭の経済的困窮が要因であるケースが多いため、AIのリスク予測の精度向上には課税情報を目的外利用する必要がある。

国が子供の貧困対策に係るデータベース化を進めようとしているが、先行して同様の取組を実施している自治体に新たにシステム改修等の負担が生じる恐れがある。

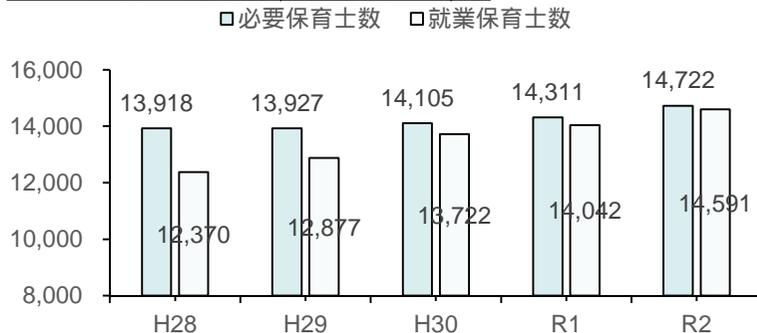
## 2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

### 現状 / 広島県の取組

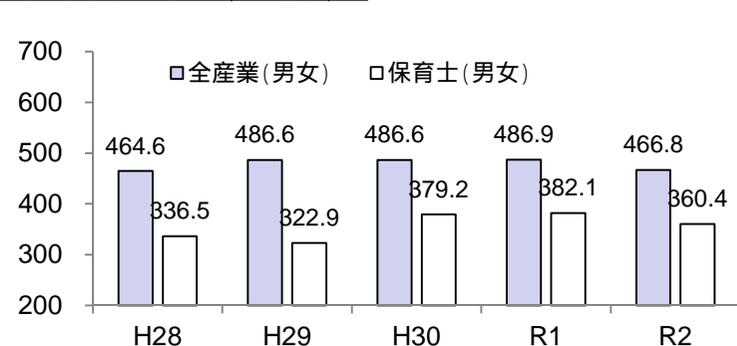
働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は令和3年1月時点で全国第13位)

保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

< 保育士の不足状況(広島県・推計) >



< 平均年収の状況(広島県) >



### 課題

働く女性の増加により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。

給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。

県単独で様々な施策に取り組んでいるが、必要保育士数を確保するのは難しい。

## 2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

### 現状 / 広島県の取組

#### 国のAI戦略2019

「リテラシーレベル」として、文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することとされている。

#### 本県の取組の方向性

魅力ある高等教育環境の構築に向けて、遠隔講義システムの導入を通じた県内大学のネットワーク化を進め、文理を問わず、県内どこの大学においても、思考・判断の基盤となるデジタルリテラシーを身に付けることができる環境を整備する。

【参考】安心 誇り 挑戦ひろしまビジョン(R3～12年度)

#### 10年後の目指す姿

各学校段階において、インターネットやデジタル機器・技術に関する知識や利活用する能力等が育成されるなど、日本で最高レベルのデジタルリテラシーを身に付けることのできる教育が実現しています。

### 課題

#### デジタル分野の教員不足

全国の大学により構成される「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム」が全国の大学・大学院を対象に実施した調査によると、数理教育については約50%の大学、データサイエンス・AI教育については約60%の大学で教員が不足している。

#### 現行の単位互換制度における制約

単位互換の単位認定基準について、必修や選択等の科目区分に応じ、自大学の授業科目の内容・水準等との一対一の対応関係や特定の科目群との同等性が必要とされており、大学間の単位互換の促進に支障を来している。

【関係法令】

大学設置基準第19条第1項

令和元年8月13日付文科高第328号別添3「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」